

### 災害の年月日について

四国災害アーカイブスを利用する時に、災害の年月日について注意していただきたいことが2つあります。一つは和暦と西暦の関係です。アーカイブスでは、個々の災害の発生年月日について、和暦と西暦の両方で示しています。例えば、昭和南海地震は、和暦では「昭和21年(1946)12月21日」、西暦では「1946年12月21日」と表されます。この場合には、月日は和暦でも西暦でも12月21日で一致しています。一方、嘉永7年の安政南海地震は、和暦では「嘉永7年(1854)11月5日」、西暦では「1854年12月24日」と表され、和暦と西暦では月日が一致していません。これは、明治政府が明治5年12月に旧暦から新暦に改暦を行ったためです。

明治政府が西洋諸国に学び近代化を進める過程で、それまで永年日本が使ってきた太陰太陽暦(旧暦)と西洋諸国で使っていた太陽暦(新暦)の違いはさまざまな不都合を生んでいたと考えられます。また、太陰太陽暦によると明治6年は1年が閏月を入れて13ヶ月になる閏年にあたっていましたので、明治4年に官吏の給与を年俸から月給制に変えていた政府としては、財政状況が苦しい中で給与支払いを抑制したいという事情があったようです。こうして明治政府は明治5年11月に太陰太陽暦から太陽暦への改暦の詔を出して、明治5年12月3日を明治6年1月1日にすることとしました。このため、改暦前は和暦と西暦の月日は一致せず、改暦後は和暦と西暦の月日は一致することになりました。

もう一つ注意していただきたいことは、太陽暦の中のユニウス暦とグレゴリオ暦の関係です。西洋諸国では長い間ユニウス暦が用いられてきましたが、暦上の一太陽年と実際の一太陽年に若干ずれがあるために季節のずれがずっと蓄積されてきました。そこで、ローマ教皇グレゴリオ13世が1582年10月4日の翌日を10月15日にするグレゴリオ暦を定めました(1582年10月5日~14日は存在しません)。グレゴリオ暦はその後一定の期間かかり西洋諸国に広まり、現行の暦となっています。

そこで、1582年10月4日(和暦では天正10年9月18日)までの災害について、アーカイブスで西暦をどう表記するのかを決める必要があります。資料整理をしていますと、西暦表記は文献資料によって異なり、ユニウス暦で示しているものもあれば、現行のグレゴリオ暦に換算して表記しているものもあります。アーカイブス事務局では、西洋諸国の改暦の経過などを考えて、1582年10月4日まではユニウス暦を用い、翌10月15日からはグレゴリオ暦で示しています。なお、原資料の表記と異なる場合にはその旨をアーカイブスの備考欄に記しています。

ここで述べたアーカイブスの暦について整理すると、以下のとおりです。時期によって和暦と西暦の考え方が異なっていることをご承知の上でご利用ください。

時期	和暦の基準	西暦の基準	和暦と西暦の月日
天正10年9月18日(1582年10月4日)まで	太陰太陽暦	太陽暦 (ユニウス暦)	和暦と西暦では月日が一致しません
天正10年9月19日(1582年10月15日)~明治5年12月2日(1872年12月31日)	太陰太陽暦	太陽暦 (グレゴリオ暦)	和暦と西暦では月日が一致しません
明治6年1月1日(1873年1月1日)以降	太陽暦 (グレゴリオ暦)	太陽暦 (グレゴリオ暦)	和暦と西暦の月日が一致します